

市役所からの お知らせ

国民年金

第3号被保険者の届出を お忘れなく

会社員や公務員等の厚生年金保険や共済組合の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者を第3号被保険者といえます。次のような場合には、事業所等を通じて年金事務所へ届出が必要です。

- ・会社員や公務員等と結婚して、扶養されるようになった時
- ・夫が会社等に就職し扶養されるようになった時

- ・妻が会社等を退職して、会社員の夫に扶養されるようになった時
- ・夫の加入する年金制度が変わった時

※妻が会社員等で夫が扶養される場合は、「妻」・「夫」を読み替えてください。

第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が加入している年金制度全体で負担するため、個別に納める必要はありません。

問合先 堺西年金事務所

☎ (243) 7900

税

大阪府基準地価格の閲覧

大阪府基準地価格は、大阪府が府内の標準的な土地を選んで、正常な価格を示したもので、毎年公表されています。

税務課、行政資料コーナー、図書館本館で閲覧できますので、お気軽にご利用ください。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

事業用固定資産税等の軽減に係る申告について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している事業者の方を対象に、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等を軽減します。

対象 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が前年同期30%以上減少している中小企業・小規模事業者

申告期限 令和3年1月4日～2月1日

申込・問合先 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書を税務課 ☎ (275) 6109へ提出

※申告書については、税務課窓口または、市ホームページをご覧ください。

※制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

【Docu】 <https://www.chu.sho.meti.go.jp>



市・府民税は公的年金から引き落とし(特別徴収)されます

令和2年4月1日現在、新たに65歳になった公的年金受給者で、市・府民税（公的年金等にかかる所得割額・均等割額）の納税義務のある方を対象に、令和2年10月支給分の公的年金等から、既に送付しました納税通知書等に記載されている税額が引き落としされます。

問合先 税務課

☎ (275) 6097

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第3期分

11月2日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

国民健康保険

臨時窓口を開設します

国民健康保険に関する臨時窓口を開設します。平日の日中に納付相談や手続きに來られない方は、ぜひご利用ください。

開設期間 10月22日・23日いずれも午後8時まで、24日の午前10時～午後1時まで

※短期保険証の方は、国民健康保険被保険者証、印鑑、納付された領収書をお持ちください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

被保険者証の更新

11月から、国民健康保険被保険者証が桃色に変わります。

国保加入世帯の方には、10月31日までに新しい被保険者証（桃色）を簡易書留郵便で送付します。なお、新しい被保険者証はお手元に届いたときから使用できます。有効期限は

【良い薬を、より安く】ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用してみませんか？

■ ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。

■ ジェネリック医薬品に切り替えるには

まずは医師や薬剤師にご相談ください。短期間だけジェネリック医薬品に切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

切り替え時のご注意

- ▶ 先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- ▶ すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではなく、変更できない場合もあります。
- ▶ 薬局によって取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

令和3年10月31日（短期保険証を除く）です。有効期限までに75歳の誕生日を迎える被保険者の方は、75歳の誕生日の前日が有効期限です。
また、現在お持ちの被保険者証（緑色）の有効期限は、10月31日です。古い被保険者証は、各自で破棄してください。

※一部の方は、窓口での更新となるのでご注意ください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

問合先 府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06(4790)2031 または健康づくり課 (275)6392

各種

食品ロスをなくそう！

「食品ロス」とは、まだ食べられる食品がごみとして排出されたものです。日本では年間612万トンの「食品ロス」が発生していると言われています。（平成29年度推計）これは私たち一人一人が毎日お茶碗1杯分の食べ物を捨てている計算になります。そして食品ロスの約半分は一般家庭から出ていると言われています。食品ロス削減のためにできることから始めましょう！

■ 「賞味期限」を正しく理解する

「賞味期限」はおいしく食べることができる期間、「消費期限」は食べても安全な期間です。賞味期限が過ぎてもすぐに捨てずに、自分で食べられるか判断することも大切です。

■ 必要に応じた買い物を

必要な食品を、必要な量だけ購入しましょう。定期的に冷蔵庫の中をチェックして、食品の在庫を確認することも大切です。

■ 料理を作りすぎないように

料理は食べきれない量で作ってしまう。もし、食べきれなかったときは他の料理に作り変えるなど工夫してみよう。

ご理解、ご協力をお願いします。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

生け垣用苗木を無料配付

みどり豊かなまちづくりを進めるため、生け垣用の苗木を配付します。

対象 ①居住地：原則幅員4m以上の道路に面した部分に、幅2m以上の生け垣を新設し、苗木を約5年以上維持できる場合、②空地：約100㎡以上の土地で苗木を約5年以上維持できる場合

※①は1回50本、②は1回100本を限度で配布。

樹種 アラカシ、キンモクセイほか（全13種類）

※樹種は、お選びください。

申込・問合先 11月30日までに土木管理課 ☎ (275) 6417へ

戦没者追悼式

戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を次のとおり実施します。今回の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策として、会場を大ホールに変更し、参加人数の制限、式典全体の時間短縮により実施します。また、受付の際には参加票をご提出いただくとともに、検温、マスク着用、消毒をお願いします。

日時 10月23日(金) 午後2時から
(受付…1時30分)

場所 アプラたかいし(大ホール)
問合先 社会福祉課

☎ (275) 6283

コミュニティ助成事業 宝くじの助成金で備品を整備

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して助成事業を行っています。

令和2年度は、一般コミュニティ助成事業を活用し、市内の9自治会

がコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

問合先 秘書課

☎ (275) 6082

市障がい者基幹相談支援センターの運営を開始しました

障がいをお持ちの方のさまざまな相談に応じます。必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援、虐待の防止や権利擁護のための必要な援助を行います。

緊急時には、時間外・休日問わず対応します。

問合先 高齢・障がい福祉課 ☎ (275) 6294、または社会福祉協議会 ☎ (343) 7800



災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見もらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。(80歳代 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



災害に便乗して、 unnecessary 住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。不安を感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第371号」から抜粋・イラスト黒崎玄

健康コミュニティ農園の利用者を追加募集します

貸付期間 令和4年9月30日まで

対象 市内在住の方

募集 1世帯1区画（先着順）

※障がい者の方には、各地区で優先枠を設けています。申込時に、障がい者であることを証明できる書類が必要です。

使用料 無料（水道料金等は別途負担が必要）

申込・問合先 10月15日（木）から
印鑑と本人確認書類（運転免許証、年金手帳、健康保険証等のコピー）を経済課 ☎（275）6149へ持参



生活援助サービス従事者養成研修の受講者の募集

日時 11月19日・20日、いずれも午前9時30分～午後5時30分

※修了には、2日間（合計12時間）の出席が必要です。

場所 市役所別館（3階）

対象 総合事業サービス等に就事する意思があり、市内に居住かつ住所を有する方、または市内の介護事業所に勤務している方（予定を含む）

募集 10人（先着順）

内容 介護保険制度や職務の理解・生活援助の基礎知識等

受講料 無料

申込・問合先 11月13日（金）までに地域包括ケア推進課に設置している申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、地域包括ケア推進課 ☎（275）6319へ

福祉バス「とりいしルート」に新しい停留所を設置しました

福祉バス「とりいしルート」に新しい停留所「取石府宮住宅前」を設置しました。また、設置に伴い停留所「富木北交差点」は廃止しました。※とりいしルートにおける時刻表には一部変更があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合先 高齢・障がい福祉課

☎（275）6294

法務局で自筆証書遺言書の保管が可能になりました

「自筆証書遺言書保管制度」は、遺言書を法務局で長期間適正に保管することにより、遺言者の死後、相続人に発見されなかったり、改ざんされるおそれがあるという自筆証書遺言のデメリットを軽減します。また、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所における検認が不要となります。

問合先 大阪法務局堺支局 ☎072（221）1258

よろず支援拠点による無料経営相談

毎週月曜日（祝日を除く）要予約

9：00～17：30（1回1時間）

高石市役所（本館2階）

高石市で事業を営まれている方や、高石市在住で事業を営まれている方への支援の一環として、大阪府よろず支援拠点と共同で無料経営相談を行っています。

「経営に悩みがあるが、どこに相談に行けば良いか、わからない」

「何から相談すれば良いのかわからない」

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けたので、経営のことを相談したい」

こんな悩みに対して、専門のコーディネーターが総合的にサポートします。お気軽にお問い合わせください。

申込・問合先 経済課 ☎（275）6149へ電話予約

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

差別につながる調査はやめましょう

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別による、我が国固有の人権問題です。日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けています。

大阪府は来月、5年に一度の「人権問題に関する府民意識調査」を実施します。前回の調査の主な結果は次の5点です。

(1) 人権上問題と思う事象
「ネット上での誹謗中傷」「パワハラ」が高く、90%を超えており、過去5年間に身近で見聞きした人権侵害事象で最も多かったのは「セクハラ・パワハラ」で27%となっています。

(2) 個別の人権問題の認知度
「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」が高く、80%を超えています。急いで対応すべきと回答された関連質問でも「子どもの人権問題」が75%と突出していました。

以下の3点は同和問題に関わる内容です。

(3) 住宅を選ぶ際に重視する(した)立地条件
物理的な立地条件以外では

「近隣に同和地区があると言われるくないか」が13%、「外国籍住民が多いと言われるくないか」「低所得者が多いと言われるくないか」が6%でした。

(4) 人権上問題と思う採用面接時の質問

国籍、本籍・出生地、家族の状況、生活環境・家庭環境、宗教、支持政党、人生観や生活信条、尊敬する人物、社会運動の経験、購読新聞等是不適切な質問ですが、家族の状況、宗教、支持政党以外は人権上問題と回答された割合が50%を下回りました。

(5) 結婚についての考え方
「当人同士の合意も周囲の意見も大事」が54%であるのに対し、「当人同士の合意があればよい」は40%でした。

本人の能力や資質とは全く関係なく、同和地区の出身者であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職などで差別を受けることは、差別された人たちに耐えがたい苦痛を与え、人を愛する喜びや働く喜びを奪う許されない行為です。

10月は、昭和60年に大阪府が差別につながる調査の規制のために制定した「大阪府部落差別

事象に係る調査等の規制等に関する条例」の啓発推進月間です(19ページ参照)。平成23年11月には、偽造した職務上請求書を利用するなどして戸籍謄本等を不正に取得する全国的な事件が発覚し、事件に関与した探偵業者や法務事務所関係者等が逮捕される事態となりました。こうした不正請求を防止するため、戸籍謄本等の不正請求を目的として、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、希望する本人に交付したことを知らせる「本人通知制度」が府内全市町村で導入されるようになりました。

平成28年12月には、差別解消をめざし教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、引き続き同和問題の解決に向けた取り組みが推進されています。

同和問題の解決には、私たち一人一人が自分の問題として一層の理解を深め、自らの意識を見つめ直すことが大切なのではないでしょうか。

人権推進課

☎(275) 6279

困っていること、ありませんか？

市民総合相談



10月15日 木

場所 市役所2階正庁大会議室
費用 無料

13:00~16:00 (受付は15:30まで)

市民の皆さんの悩みを解決するために、各分野の専門家を招き、市民総合相談を開催します。なお、相談時間には制限がありますので、ご了承ください。 問合先 秘書課 ☎(275)6082

相談	内容	相談	内容
年金	年金に関する事	行政	国や地方公共団体への相談や要望など
不動産	不動産の評価などに関する事	遺言	遺言や相続などに関する事
人権	人権に関する事	相続	
労働	雇用保険や労働に関する事	法律	日常生活のなかで起こる法的な問題に関する事(要事前予約※) ※相談日当日の午前9時30分から専用電話(263)2141で先着8人まで受付。
登記	不動産の境界や土地・家屋の登記に関する事		

放置禁止区域に

止めないで！

「高石市自転車等の放置防止に関する条例」の規定に基づき、市内各駅周辺に自転車等の放置禁止区域を定め、違反して駐車している自転車・ミニバイクを強制撤去し、自転車保管場所へ移送・保管しています。自転車やミニバイクは必ず自転車駐車場に止めてください。

問合先 土木管理課

☎(275)6478

高師浜駅と伽羅橋駅では、
無料レンタサイクルを貸出中です。
しかも、駐車場の利用が
自分の自転車でも

無料！



放置禁止区域図

■ 自転車等放置禁止区域

■ 市営自転車駐車場

▲ 自転車置場(無料)

